

○弓削商船高等専門学校技術相談規則

制 定 平成27年3月18日

(趣旨)

第1条 弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）における技術相談については、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規則における技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術相談・助言や情報交換に限定するものをいう。

(技術相談の受入)

第3条 本校は、教職員の教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能な場合において、技術相談を受け入れるものとし、下記例示の場合は受け入れをしないものとする。

また、技術相談の受付窓口は地域共同研究推進センターとし、所定の受入手続を行い、技術相談に応じるものとする。

その際、技術相談申込書（別紙第1号様式）及び技術相談報告書（別紙第2号様式）の様式を作成し、書面により手続等を行うものとする。技術相談申込書には、必要に応じて秘密保持及び技術相談の結果生じる知的財産の取扱いについて、契約等の締結をする旨の注意書きを付すものとする。

(適切でない場合の例示)

- ・技術保証等のために本校の名称を利用することのみを目的とする場合
- ・技術相談の結果に基づく申込者の事業や活動に、本校が過度の責任を負うことを求められる場合
- ・その他、校長が相談を受け入れるべきでないと判断する場合

(技術相談料)

第4条 初回の相談料は無料とする。2回目以降は、1時間につき5,000円（税別）とし、技術相談の実施時間に基づき相談料を算出する。

また、相談場所が学外である場合の交通費、技術相談の経過で分析等を実施した場合の費用等（以下「必要経費」という。）は、相談料とは別に徴収するものとする。

2 次の一に該当する場合、相談料については免除する。

- ・公的機関からの申込みの場合
- ・申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合
- ・申込者が弓削商船高等専門学校技術振興会の会員の場合
- ・上記の3件以外で、校長が必要とする場合

3 相談料及び必要経費（以下「相談料等」という。）の請求方法は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号）に則り、調査決定及び請求書の発行により収納するものとする。この場合、独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則（機構規則第111号）別表第1で定める「通知義務者」は「総務課長」とし、また、「通知の時期」は「発生した時」とする。

4 いったん納付された相談料等は、本校の都合により受け入れを取り消した場合以外は返金しない。

（技術相談の実施における留意事項）

第5条 教職員が技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構成果有体物取扱規則（機構規則第119号）に基づき、研究成果有体物提供契約を締結しなければならない。

2 教職員は、技術相談の結果、共同・受託研究、受託試験等を行うこととなった場合は、その旨を所属する学校の担当部署に連絡し、契約締結等の必要な手続を行い、実施するものとする。

3 期間及び指導回数が特定され、かつ、技術指導の対価の他に交通費等の必要経費の徴収が必要となる場合、及び教職員の指導の下に学校の研究設備・機器等を使用する場合は、弓削商船高等専門学校共同研究実施規則における受入研究者指導料として取り扱うものとし、共同研究（技術指導）契約を締結するものとする。ただし、当該契約の内容について、機構本部事務局 研究・産学連携推進室の確認を経た後に、契約を締結するものとする。

また、共同研究（技術指導）契約においては、原則として間接経費を直接経費10%に相当する額を徴収する。

4 教職員は、技術相談の経過中又は結果として知的財産が生じた場合、発明等届を速やかに本校知的財産委員会に提出しなければならない。

（庶務）

第6条 技術相談の庶務は、企画広報室において処理する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

技術相談申込書

弓削商船高等専門学校長 殿

下記のとおり技術相談を申込みます。

記

申 込 者	企業名等	
	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電 話	
	E-mail	
担当教職員の希望	<input type="checkbox"/> 有 （担当教職員名： ） <input type="checkbox"/> 無	
相談内容	具体的にご記入ください。	

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、レをご記入願います。

秘 密 保 持	<input type="checkbox"/> 技術相談の経過において、担当教職員よりノウハウ等の提供を受けた場合、秘密保持契約を締結することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができませんことがあります。
知的財産の取扱い	<input type="checkbox"/> 技術相談の経過又は結果、担当教職員の寄与により知的財産が生じた場合、当校へ書面にて通知することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができませんことがあります。

技術相談報告書

弓削商船高等専門学校長 殿

（報告者） 所属： _____
 役職： _____
 氏名： _____ 印

下記のとおり技術相談を行いましたので報告します。

記

技術相談実施日時	平成 年 月 日 () : ~ : (時間)
相談者 ※名刺の写し添付可	企業名等：
	役 職：
	氏 名：
	連 絡 先：
相談内容	
対 応	
	ノウハウ等の提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	秘密情報の受領 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	今後の対応 <input type="checkbox"/> 共同・受託研究 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 無
	知的財産の創出 <input type="checkbox"/> 有 ※詳細は別添発明等届のとおり (<input type="checkbox"/> 発明・ <input type="checkbox"/> 考案・ <input type="checkbox"/> 意匠・ <input type="checkbox"/> ノウハウ・ <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 今後創出する可能性が有 <input type="checkbox"/> 無

.....以下 記入不要.....

確認欄	相談料 : <input type="checkbox"/> 有料 (円) <input type="checkbox"/> 無料
	秘密保持契約 : <input type="checkbox"/> 締結済み <input type="checkbox"/> 後日締結が必要 <input type="checkbox"/> 締結は不要
	発明等の取扱い : <input type="checkbox"/> 知的財産委員会へ相談 <input type="checkbox"/> 無
	今後の対応 : <input type="checkbox"/> 共同・受託研究 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 無 (完了)

校長	教務主事	地域共同研究 推進センター長	事務部長	企画広報室長	企画係長	企画係員